

# D V 対策宮崎県基本計画

(改訂版)

平成21年3月

宮崎県

## はじめに

平成11年6月に成立した「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として、基本理念の冒頭に男女の人権の尊重を掲げています。

しかし、その一方で、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である配偶者からの暴力（以下「DV」といいます。）は依然として存在しており、社会全体の問題としての的確な対策を講じる必要があります。

このため、県では、平成18年3月に「DV対策宮崎県基本計画（以下「県基本計画」といいます。）」を策定し、DVを許さない社会の実現に向け、DVの防止と被害者の保護のための施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、「新みやざき創造計画（宮崎県総合計画）」に基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、家庭や職場、地域社会などあらゆる場面で、男女共同参画の実現を目指すため、その根絶に向けて取り組んでいるところであります。

平成19年7月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」といいます。）の一部が改正され、市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として規定されたほか、保護命令制度のさらなる拡充など、DV対策の取組強化が位置づけられたところです。

このたびの県基本計画の改定に当たっては、DV防止法の改正内容や本県の実状を踏まえ、平成21年度からの新たな施策を盛り込んだところであり、今後は、この計画に基づき、県民の皆様をはじめ、市町村、関係機関、民間団体等の御理解と御協力を得ながら、DVが根絶され、誰もが安心して暮らせる社会の実現により一層努めてまいりたいと考えております。

終わりに、計画の改定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成21年3月

宮崎県知事 東国原 英夫

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の推進	2

## 第2章 DV対策に関する現状

1 本県の現状	3
(1) 組織	3
(2) DV被害者に対する支援の概要	3
(3) 相談等の状況	4
2 県民のDVに関する意識	6

## 第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本的視点	9
2 計画の基本理念（目指す方向）	9
3 実施する施策の基本目標	9

## 第4章 具体的施策の展開

1 施策の体系表	11
2 具体的施策	13
<b>基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり</b>	
重点目標1 DVを許さない社会づくりのための教育・啓発の推進	13
<b>基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり</b>	
重点目標2 相談体制の強化	15
重点目標3 市町村における相談機能等の充実	17
重点目標4 被害者への適切な対応のための研修等の充実	18
重点目標5 外国人・障がい者・高齢者に対する配慮	20
<b>基本目標Ⅲ 迅速かつ安全な保護</b>	
重点目標6 迅速で安全な保護体制の充実	22
重点目標7 同伴家族の保護	24
重点目標8 保護命令制度に対する適切な対応	25
<b>基本目標Ⅳ 自立の支援</b>	
重点目標9 自立支援の充実	27
<b>基本目標Ⅴ 関係機関との連携協力等</b>	
重点目標10 関係機関との連携協力の強化	30
重点目標11 適切かつ迅速な苦情解決の仕組みの確立	32

資料編	33
-----	----

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

配偶者\*1からの暴力\*2（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しがちであり、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあることから、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVの被害者は、多くの場合女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差など構造的な問題があると言われていますが、女性に対する配偶者からの暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような状況の中、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年4月13日法律第31号。以下「DV防止法」という。）が制定され、平成16年にはDV防止法の一部改正により、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが明示されました。さらに対象となる暴力の範囲の拡大や保護命令制度の拡充等が規定されるとともに、国及び地方公共団体はDVの防止と自立支援を含む被害者の適切な保護を図る責務を有すると定められました。

さらに、平成19年7月にDV防止法の一部改正があり、市町村の責務の明確化や保護命令制度の拡充等が図られました。

本県では、平成18年3月に「DV対策宮崎県基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定し、広範多岐にわたるDVの防止及び被害者の保護のための施策（以下「DV対策」という。）を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

また、「新みやざき創造計画（宮崎県総合計画）」において、男女が互いの人権を尊重しつつ、家庭や職場、地域社会などあらゆる場面で、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すため、その根絶に向けて取り組んでいます。

このたび、県基本計画の期間が平成20年度で終了するに当たり、DV防止法の改正内容や本県の実状を踏まえ、平成21年度からの新たな計画を策定することとしました。

---

\*1：DV防止法第1条に定める「配偶者」をいい、法律婚だけでなく事実婚の夫婦の一方から見た相手方を含む。

\*2：DV防止法第1条第1項に定めるものをいい、身体に対する暴力だけでなくこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。

## 2 計画の位置付け

- DV防止法第2条の3第1項に基づく法定計画です。
- 本県におけるDV対策を講ずる上での基本的な方向と具体策を示すものです。

## 3 計画の期間

平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

ただし、DV防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針\*が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合などには、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 計画の推進

計画の推進に当たっては、市町村、関係機関、関係団体と連携して取り組みます。

---

\*1：平成20年1月11日 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号

## 第2章 DV対策に関する現状

### 1 本県の現状

#### (1) 組織

平成13年のDV防止法の制定に伴い、平成14年4月から宮崎県女性相談所（以下「女性相談所」という。）が、「配偶者暴力相談支援センター<sup>\*1</sup>」としての役割を担うこととなり、被害者の早期発見及び必要な保護・支援に努めているところです。

被害者の自立支援については、関係機関の連携が不可欠であることから、平成14年度から、医師会、民生委員児童委員協議会、地方法務局、警察本部、市町村、福祉子どもセンター等を構成員とする「DV被害者保護支援ネットワーク会議」を設置し、関係機関相互の連携の強化に努めています。

#### (2) DV被害者に対する支援の概要

被害者からの相談については、女性相談所のDV被害者自立支援員、女性相談員及び電話相談員が対応しているほか、宮崎市及び都城市においても女性相談員を配置し対応しています。それぞれの窓口では被害者からの訴えを受け止め、適切な助言を行ったり、各種施策の情報提供や必要な支援を行っています。

また、宮崎県男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）や警察本部・各警察署においても相談体制を整備し適切に対応しています。

女性相談所一時保護所においては、被害者の意思に基づき、緊急に保護を必要とする場合には、被害者及び同伴する家族の一時保護を行っており、食事の提供、被服等の支給を行うとともに、心身の健康状態等を観察し、医学的・心理学的ケアなど必要な指導等を行っています。一時保護の期間は、概ね2週間ですが、入所者の状況等により弾力的な対応をしています。

女性保護施設「県立きりしま寮」では、一時保護の間に問題が解決できず、引き続き保護が必要な方に対し、自立のための生活支援や職業支援を行い社会復帰を図っています。

\*1：都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととなっており、相談、カウンセリング、一時保護（※）、自立して生活することを促進するための情報提供等を行う。

※ 一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、一定の基準を満たす者に委託して行うこととなる。

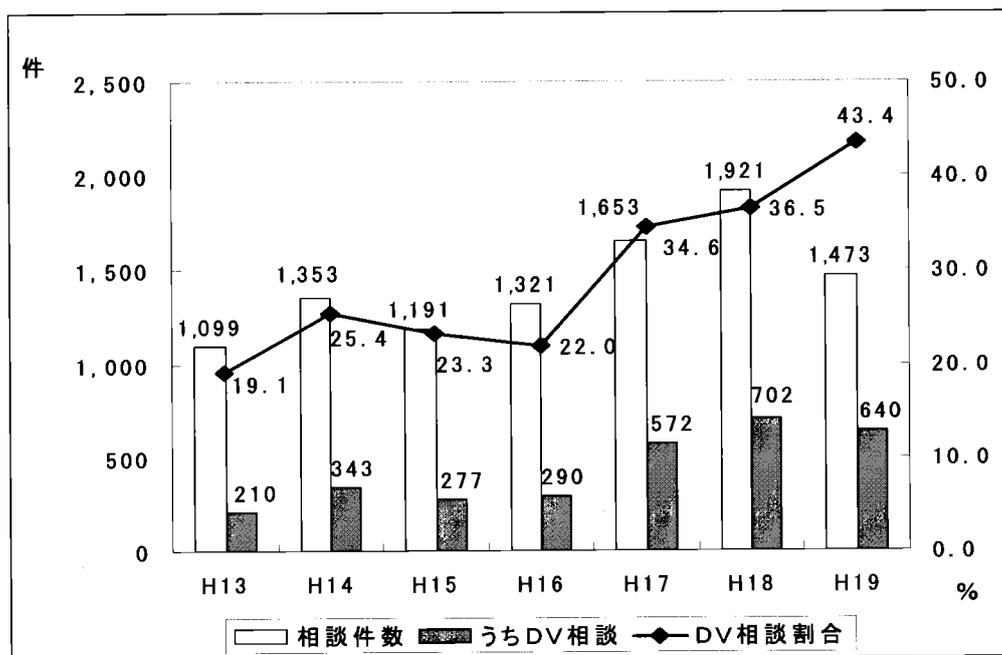
### (3) 相談等の状況

#### ア 相談の状況

女性相談所が受け付けた相談件数は、平成19年度は1,473件で、前年度と比較して448件減少しています。

DVを主訴とする相談件数は、平成19年度は640件で、前年度と比較して62件減少していますが、全相談件数に占める割合は43.4%となっており増加傾向にあります。

図表1 女性相談所における相談件数の推移



また、DV相談640件の市郡別の内訳は、宮崎市が324件(50.6%)と全体の半数を占めており、次いで都城市が72件(11.3%)、県外が41件(6.4%)などとなっています。

図表2 市郡別のDV相談件数の状況(平成19年度)

区分	宮崎市	都城市	延岡市	日南市	小林市	日向市	串間市	西都市	えびの市
件数	324	72	34	13	20	27	2	17	2
割合	50.6%	11.3%	5.3%	2.0%	3.1%	4.2%	0.3%	2.7%	0.3%

区分	宮崎郡	南那珂郡	北諸県郡	西諸県郡	東諸県郡	児湯郡	東臼杵郡	西臼杵郡	県外
件数	25	0	3	20	9	23	3	5	41
割合	3.9%	0.0%	0.5%	3.1%	1.4%	3.6%	0.5%	0.8%	6.4%

イ 一時保護の状況

女性相談所一時保護所への入所者数は、平成17年度の97人をピークに減少傾向にあります。一時保護所への入所に占めるDVの割合は、平成17年度以降、70%前後と高い割合となっています。

図表3 女性相談所一時保護所における一時保護者数の推移 単位：人

年 度	H15	H16	H17	H18	H19
全 体	78	65	97	81	44
D V	47	38	69	54	30
割 合	60.3%	58.5%	71.1%	66.7%	68.2%

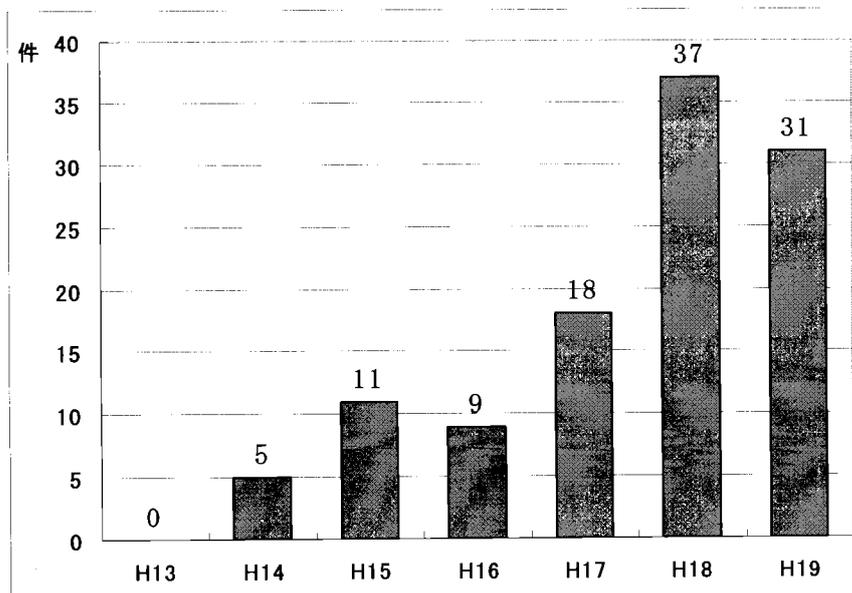
また、平成19年度にDVが理由で入所した30人のうち、21人（70%）が児童等を同伴しています。

ウ 保護命令の状況

宮崎地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、DV防止法が施行された平成13年10月から平成20年3月末までの累計で111件となっており、各年度の発令件数は図表4のとおりとなっています。

また、発令（累計）の内訳は「被害者に関する保護命令」が54件、「子への接近禁止命令（被害者への接近禁止命令と同時）」が56件、「親族等への接近禁止命令（被害者への接近禁止命令と同時）」が1件となっています。

図表4 保護命令件数の推移

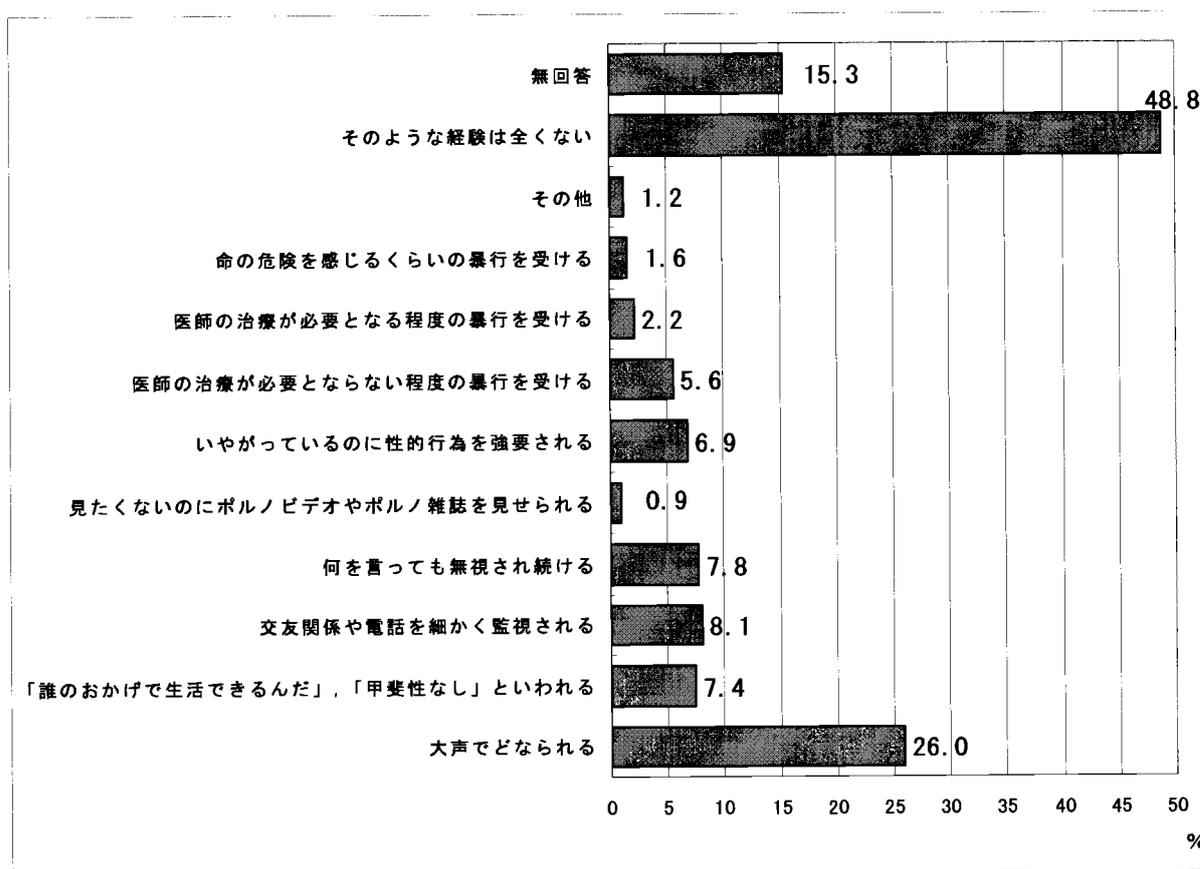


## 2 県民のDVに関する意識

平成17年度に、本県が県内の20歳以上の男女3,000人を無作為に抽出し実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」の結果（有効回収数：1,096人）によると、「夫や妻または恋人から暴力を受けたことがあるか」という設問に対し、女性は約4割(40.5%)、男性は約3割(30.5%)の人が何らかの暴力を受けた経験がありました。

受けた暴力として最も多かったのは「大声でどなられる」(26.0%)で、次いで「交友関係や電話を細かく監視される」(8.1%)、「何を言っても無視され続ける」(7.8%)の順となっています。

図表5 DV被害の内容（複数回答）

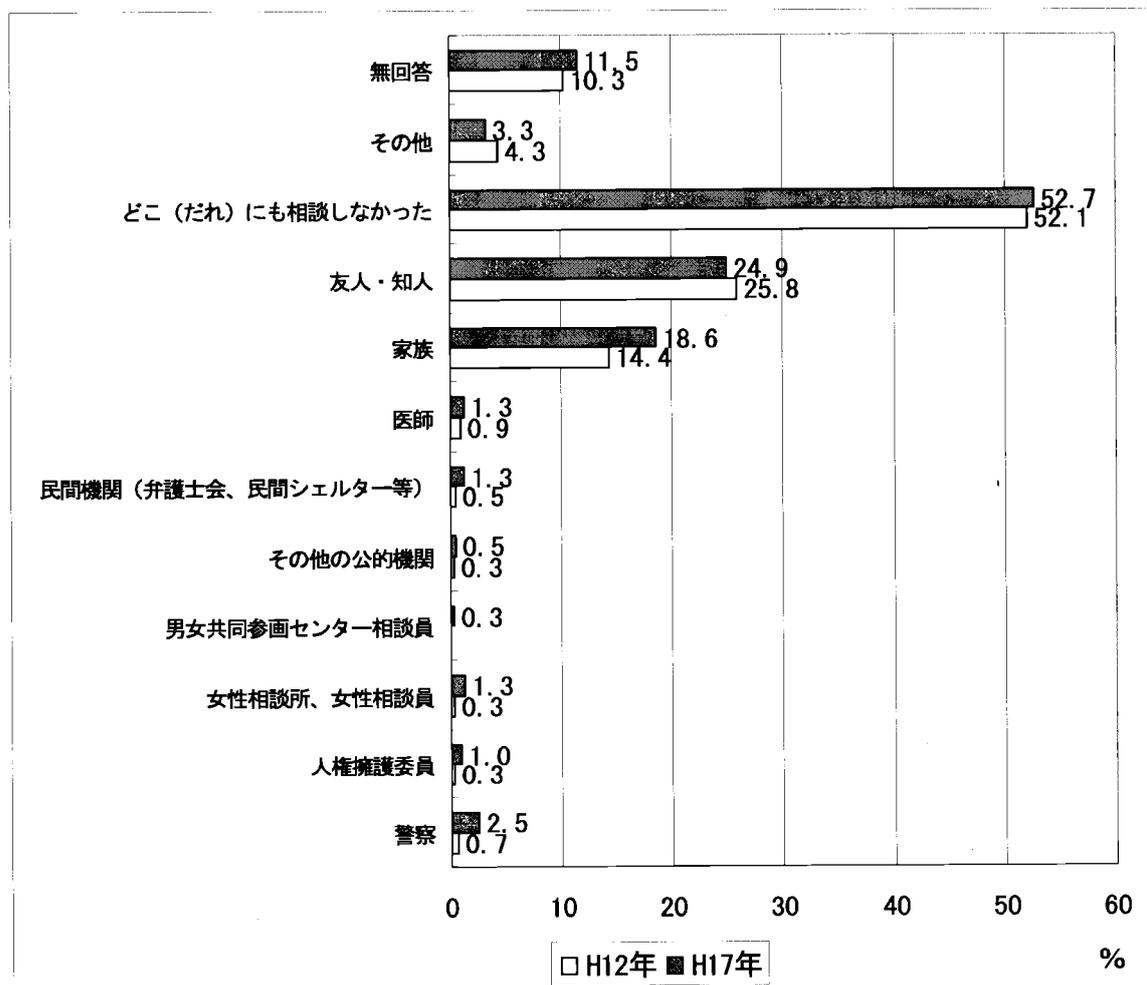


また、暴力を受けたことのある人に対し、その時の相談先について尋ねたところ、「どこ(だれ)にも相談しなかった」人が過半数(52.7%)となっており、受けた暴力の内容にもよりますが、被害者の2人に1人はだれにも相談せずに我慢している状況にあります。

なお、どこ（だれ）かに相談した人は4割弱（35.8%）いますが、その中でも「友人・知人に相談した」という人が最も多く（24.9%）、次いで「家族に相談した」（18.6%）となっており、この2つにほぼ集約されています。

前回調査（平成12年実施）と比較すると、警察や女性相談所、女性相談員に相談した人の割合がわずかながら増えています。

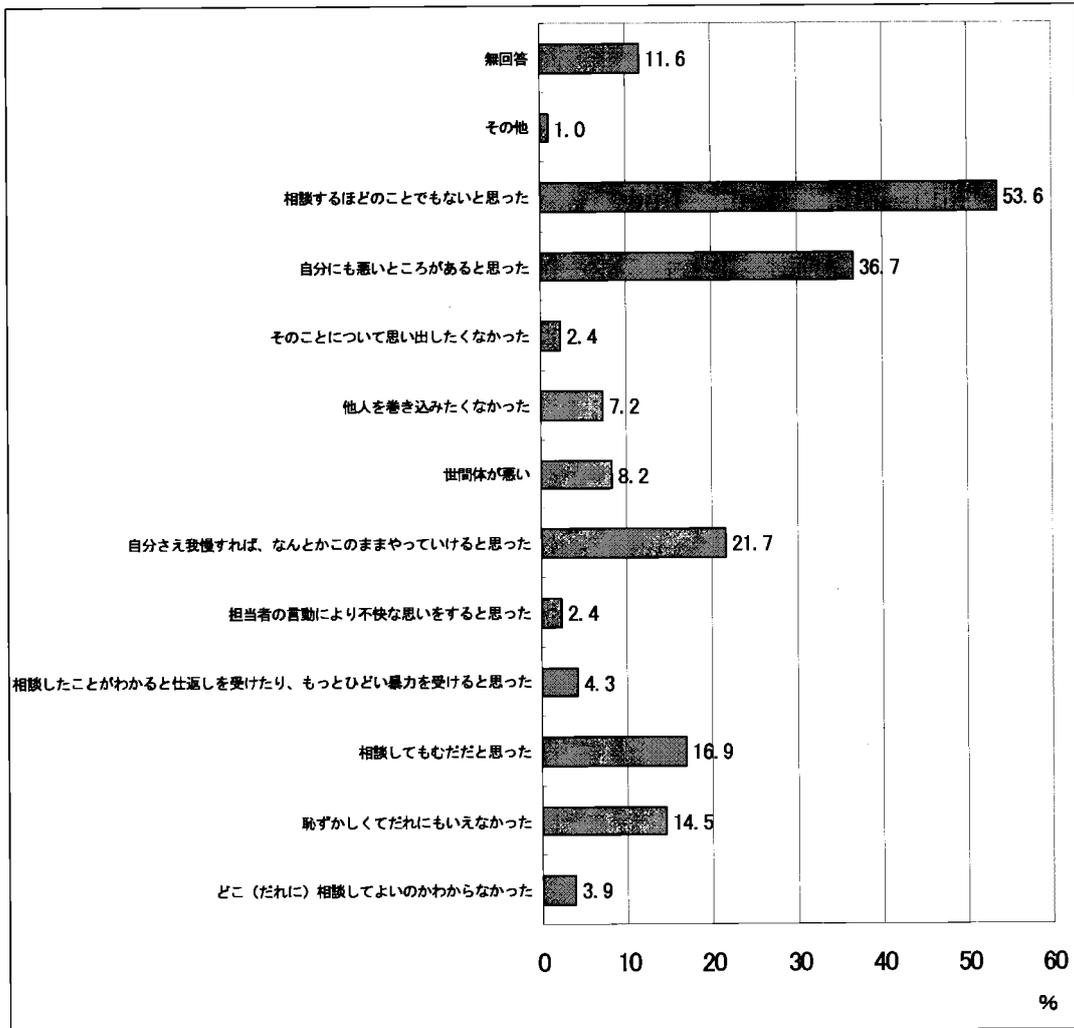
図表6 被害の相談先（複数回答）



相談しなかった理由については、「相談するほどのことでもないと思ったから」が53.6%と最も多く、以下「自分にも悪いことがあると思ったから」（36.7%）や「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」（21.7%）、「相談してもむだだと思ったから」（16.9%）の順となっています。

なお、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」は、3.9%となっています。

図表7 相談しなかった理由（複数回答）



## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 計画の基本的視点

- ① DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- ② 被害者の人権及び被害者本人の意思は、最大限に尊重されるべきものであること。
- ③ 被害者の保護支援を行うに当たっては、被害者の安全の確保が第一の最優先課題であること。

### 2 計画の基本理念（目指す方向）

一人ひとりの人権が尊重されることにより、DVが根絶され、誰もが安心して暮らせる社会

### 3 実施する施策の基本目標

#### 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

DVを許さない社会を実現するため、県民一人ひとりが、DVに関する正しい理解を深め、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し、DVを根絶する社会的気運を醸成するための教育・啓発活動を推進します。

#### 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

DVで悩んでいる被害者が安心して相談でき、問題の解決を図ることができる体制づくりを推進するとともに、被害者が二次的被害を受けることのないよう適切な対応を行うための研修等の充実を図ります。

#### 基本目標Ⅲ 迅速かつ安全な保護

被害者及びその同伴する家族（以下「同伴家族」という。）を迅速かつ安全に保護するための体制づくりを推進します。

#### 基本目標Ⅳ 自立の支援

被害者が自立し、安心して生活できるよう、様々な支援制度を活用して自立の支援を行います。

#### **基本目標Ⅴ 関係機関との連携協力等**

被害者の多様な状況にきめ細かく対応できるよう、関係機関や関係団体と緊密に連携し、施策の効果的な実施を図ります。

また、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関する被害者からの苦情の申出に対して、迅速かつ的確な処理が行えるよう、体制を確立します。

# 第4章 具体的施策の展開

## 1 施策の体系表

### 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

#### 重点目標1 DVを許さない社会づくりのための教育・啓発の推進

- 男女共同参画社会づくりのための啓発活動の推進
- 学校や家庭、地域における人権教育・啓発の推進
- 若年層に対する未然防止対策の推進

### 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

#### 重点目標2 相談体制の強化

- 女性相談所、男女共同参画センター、警察等における相談機能の充実
- 通報等についての医療関係者への周知
- 民生委員・児童委員等への働きかけ

#### 重点目標3 市町村における相談機能等の充実

- DV相談窓口の明確化及び支援体制の整備促進
- 基本計画策定の取組促進
- 配偶者暴力相談支援センターの設置促進

#### 重点目標4 被害者への適切な対応のための研修等の充実

- 市町村等の相談窓口職員に対する実務研修の実施
- 学校関係職員へのDV関連情報の周知
- 女性相談員等に対するケア体制整備の検討

#### 重点目標5 外国人・障がい者・高齢者に対する配慮

- 被害者の人権を尊重した対応
- 様々な媒体による支援情報の提供
- 外国人や障がい者に配慮した相談対応
- 外国人、障がい者、高齢者に係る関係施設等との連携強化による支援の充実

### 基本目標Ⅲ 迅速かつ安全な保護

#### 重点目標 6 迅速で安全な保護体制の充実

- 他の都道府県との広域連携の推進
- 被害者の個別の事情や状況に配慮した一時保護の実施
- 警察との連携の推進
- 福祉事務所等との連携強化による母子生活支援施設への円滑な入所
- 被害者に対する支援措置の強化

#### 重点目標 7 同伴家族の保護

- 児童相談所等関係機関との連携強化による同伴児への支援体制の充実
- 外国人、障がい者、高齢者に係る関係施設等との連携強化による支援の充実（再掲）

#### 重点目標 8 保護命令制度に対する適切な対応

- 保護命令制度についてのさらなる周知の徹底
- 保護命令申立てに係る支援
- 保護命令の通知を受けた場合の適切な対応

### 基本目標Ⅳ 自立の支援

#### 重点目標 9 自立支援の充実

- 住宅確保に係る支援の充実
- 就業支援の充実
- 国民健康保険、生活保護等各窓口における被害者への適切な対応
- 被害者支援のためのリーフレット等の作成
- 子どもに対する支援の充実

### 基本目標Ⅴ 関係機関との連携協力等

#### 重点目標 10 関係機関との連携協力の強化

- DV被害者保護支援ネットワーク会議の充実
- 市町村を始めとする関係機関との連携強化
- 他の都道府県との広域連携の推進（再掲）
- 民間団体との連携強化

#### 重点目標 11 適切かつ迅速な苦情解決の仕組みの確立

- 関係機関への苦情処理体制整備についての働きかけ

## 2 具体的施策

### 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

#### 重点目標1 DVを許さない社会づくりのための教育・啓発の推進

##### 【現状と課題】

DVは、被害者の生命や身体に重大な危害が及んだり、心身への有害な影響が及ぶ可能性が高いにもかかわらず、外部から発見されにくいという特殊性があります。

また、社会的にも、ともすれば「家庭内のうちわもめ」というふうに矮小化される傾向があり、被害者自身も「自分さえ我慢すれば」と忍従を重ねたり、世間体を気にして我慢を強いられたりすることもあります。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識等、過去から今日に至るまで、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があると言われてしています。

DVを許さない社会を実現するためには、被害者を保護しその自立を支援することと併せて、県民一人ひとりが、DVに関する正しい理解を深め、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し、暴力は決して許されないものであるとの社会的気運を醸成することが必要です。

このため、県においては、平成17年1月に策定した「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に女性、子ども等の人権問題を重要課題として位置づけ、家庭、学校、地域社会、企業などあらゆる場を通じた様々な人権問題に関する教育・啓発に努めているところです。

また、平成14年3月に策定した「みやざき男女共同参画プラン」（平成19年3月改訂）では、女性の人権への配慮を基本目標のひとつに掲げ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて広報・啓発など様々な活動に取り組んでいるところです。

さらに、DVの未然防止のためには、高校・大学生等に対してDVについて考える機会を提供するなど早期の啓発や教育が重要であることから、若年層への未然防止対策を推進していく必要があります。

### (現在の主な取組)

- ・ 「みんなの人権！思いやり交流プラザ」の開催
- ・ 男女共同参画社会づくりのための啓発パンフレットの作成・配布
- ・ 「犯罪から女性や子供等弱者を守る」広報事業
- ・ DV防止に関する啓発カードやリーフレットの作成・配布
- ・ 男女共同参画センターにおけるDV防止講座の開催
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における広報啓発活動
- ・ 地域人権セミナー、企業人権セミナーの開催
- ・ 人権啓発資料の作成・配布

### 【今後の取組】

#### ○ 男女共同参画社会づくりのための啓発活動の推進

男女共同参画社会づくりの趣旨を家庭、地域等に浸透させるための効果的な資料を作成し、継続的に啓発活動を推進します。

また、「女性に対する暴力をなくす運動」を中心とする、社会的認識を醸成するための広報啓発活動を推進します。 (県民政策部)

#### ○ 学校や家庭、地域における人権教育・啓発の推進

学校教育、家庭教育及び社会教育において、人権を尊重する意識を高め、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。 (教育庁)

#### ○ 若年層に対する未然防止対策の推進

高校・大学生等を対象に交際相手からの暴力(デートDV<sup>\*1</sup>)防止講座等を実施するとともに、啓発リーフレット等を作成・配布するなど、未然防止対策を推進します。

また、若年層におけるデートDVの現状等、実態把握に努めます。

(県民政策部・教育庁)

---

\*1：結婚していない交際中の男女間で起こる暴力のこと。交際中のDVという意味で「デートDV」と言われている。

## 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

### 重点目標2 相談体制の強化

#### 【現状と課題】

現在、女性相談所がDV防止法に定める配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設として被害者からの相談に対応しています。

また、宮崎市及び都城市においても女性相談員を配置し対応しているほか、男女共同参画センター、警察本部・各警察署においても相談体制を整備し対応しています。

女性相談所は、平成14年4月から配偶者暴力相談支援センターとして、女性相談員4名、電話相談員2名を配置するとともに、平日夜間及び土日曜日についても電話相談を受け付けるなど、相談体制の強化を図ってきています。

さらに、平成18年4月からは新たにDV被害者自立支援員1名を配置し、相談体制のさらなる充実・強化に努めているところです。

また、男女共同参画センターでは、平成18年度から開館日の拡充や相談時間の延長を行うなど相談しやすい体制の整備を図っています。

さらに、警察においては、警察本部及び県内13警察署の「警察安全相談室」に相談専従の職員を配置して被害者等からの相談を受理するとともに、被害者の要望等を踏まえた上で迅速的確に加害者を検挙するほか、防犯指導、関係機関・団体等の紹介、相手方への指導警告等、事案に応じた適切な措置を講じています。

被害者の置かれた状況は様々であり、その多様な状況に適切に対応するため、各相談窓口における相談機能をさらに充実するとともに、関係機関が相互に協力し緊密な連携のもと、被害者の意思を尊重したきめ細かな支援を行っていくことが必要です。

本県では、配偶者暴力相談支援センターが県内に1か所しかなく、被害者の利便性や配偶者暴力相談支援センターに相談することが保護命令適用の要件の一つとなっていること等を考えると、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす、被害者にとって身近な施設が設置されることが望まれます。

また、DVの特殊性から、通報によって初めて保護につながるケースもあることから、被害者を発見した場合の通報について、迅速かつ適切な対応がなされるよう医療関係者等との連携を強化する必要があります。

### **(現在の主な取組)**

- ・ 女性相談所における相談の実施
- ・ 男女共同参画センターにおける相談の実施
- ・ 警察本部及び各警察署における相談による指導・助言等の防犯対策の強化
- ・ 精神保健福祉センター（こころの電話を含む）、保健所における相談の実施
- ・ 相談機関等検索サイト「こころ安心・相談ネット（みやざきこころ青Tねつと）」の開設

### **【今後の取組】**

#### **○ 女性相談所、男女共同参画センター、警察等における相談機能の充実**

女性相談所や男女共同参画センター等における相談機能の充実を図ります。  
また、警察においては、女性職員の配置等相談体制の強化に努めます。

(県民政策部・福祉保健部・警察本部)

#### **○ 通報等についての医療関係者への周知**

医療関係者は、日常の業務を行う中で、DVの被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されます。

このため、医療関係者に対しては、県医師会等を通じて被害者を発見した場合の通報や情報提供に関するDV防止法の規定や趣旨の周知を図ります。

(福祉保健部)

#### **○ 民生委員・児童委員等への働きかけ**

従来から地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や県内各市町村に養成している男女共同参画地域リーダーに対し、DVに関する資料の配付や研修への参加を勧め、理解と協力を求めます。

(県民政策部・福祉保健部)

## **重点目標3 市町村における相談機能等の充実**

### **【現状と課題】**

DV被害者が県内のどこに住んでいても相談ができ、迅速かつ適切な保護や支援が受けられるためには、地域住民に最も身近な存在である市町村が、DV相談窓口としての役割を果たすことが重要です。

平成19年のDV防止法の改正において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定や、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが、市町村の努力義務として規定されています。

市町村においては、住民に身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等の基本的な役割を果たすことが求められています。

### **（現在の主な取組）**

- ・ 各市町村における相談の実施
- ・ DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催
- ・ 市町村の相談機関が開催する研修会への女性相談員の講師派遣

### **【今後の取組】**

#### **○ DV相談窓口の明確化及び支援体制の整備促進**

市町村におけるDV相談窓口を明確にするとともに、DV対策の連絡会議の設置など、庁内の関係課が連携して支援体制を整備するよう働きかけていきます。

また、女性相談所を中心として、市町村担当職員に対し女性相談員との合同研修や勉強会の機会を提供するなど、市町村におけるDV被害者の支援体制の強化・充実を図ります。 (福祉保健部)

#### **○ 基本計画策定の取組促進**

地域の実状等を踏まえ、基本計画の策定を検討する市町村に対して、情報提供や各種相談等の支援を行います。 (福祉保健部)

#### **○ 配偶者暴力相談支援センターの設置促進**

市町村に対して配偶者暴力相談支援センター機能を果たすことについての働きかけを行うとともに、これを検討する市町村に対しては、相談業務へのアドバイス等の支援を行うなど、被害者にとってより身近な地域での相談機能の充実を図ります。 (福祉保健部)

## **重点目標 4 被害者への適切な対応のための研修等の充実**

### **【現状と課題】**

被害者の相談や支援に携わる関係機関の職員は、DVは外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化しやすいという特性等を十分理解した上で、被害者の置かれた立場や個人情報等の保護等に配慮して職務を行うことが必要です。

特に被害者と直接接する場合は、不安感を抱えながら相談に訪れる被害者が、安心して相談できるように配慮するとともに、被害者に対して不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることをないよう配慮することが必要です。

また、被害者を支援することは、支援者のメンタルヘルスにも影響すると言われています。女性相談員を始め、被害者と直接接しながら相談・支援を行う職員は、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状況に陥る、いわゆる「代理受傷」を体験したり、支援における解決策が見だしにくい状況が続く中で、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになるいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等に陥ったりすることもあります。

支援者自身のセルフケアが不十分では、良い支援を行うことはできません。支援者の心身の健康を考えることは、被害者を支援していく上でも非常に重要です。

### **（現在の主な取組）**

- ・ DV被害者保護支援ネットワーク会議構成員を対象とした研修の実施
- ・ 女性相談員の各種研修・会議等への派遣
- ・ DV被害者相談マニュアルの作成
- ・ 保健師のPTSD研修会等への派遣

### **【今後の取組】**

#### **○ 市町村等の相談窓口職員に対する実務研修の実施**

女性相談員は各種制度を熟知して被害者に対する適切な助言を行うことが必要であり、引き続き全国婦人相談員研究協議会等関係会議への計画的な派遣を行い、資質の向上を図ります。

また、市町村、福祉事務所、保健所、警察署などの相談担当職員を対象に、被害者の二次的被害防止のためのケースワークを中心とした実務研修を行います。

さらに、被害者の安全確保を最優先とし、被害者の意思を尊重した自立支援が実践できるよう関連支援情報について研修を行います。（福祉保健部）

○ **学校関係職員へのDV関連情報の周知**

研修等を通じて、DV関連情報について教職員への周知を図ります。

(県民政策部・福祉保健部・教育庁)

○ **女性相談員等に対するケア体制整備の検討**

事例によっては、相談員が代理受傷を体験したり、バーンアウト状態に陥ったりすることもあることから、相談員同士のピアカウンセリング<sup>\*1</sup>等の精神的ケアの体制整備について検討します。

さらに、外部の専門家を交えた事例検討会（スーパービジョン<sup>\*2</sup>）を実施するなど、支援員の援助技術の向上を図ります。  
(福祉保健部)

---

\*1：何らかの共通点（同じような環境や悩み）を持つ（又は経験した）グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。

\*2：精神医学やソーシャルワークなどにおいて、熟練した指導者（スーパーバイザー）が、事例の担当者であるソーシャルワーカーなどに、示唆や助言を与えながら行う教育のこと。

## **重点目標5 外国人・障がい者・高齢者に対する配慮**

### **【現状と課題】**

DV防止法においては、被害者は国籍、障がいの有無等を問わず、等しくその人権が尊重され、必要な相談・支援が受けられることになっています。

しかし、被害者の中には、言葉や障がいが壁となってDVに関する支援情報から疎遠となり、相談窓口があることもわからず声を上げられない状態にいる被害者もいると考えられます。このため、外国人や障がい者にも支援に関する必要な情報が届くよう配慮することが必要です。

また、相談、自立支援等を行う際に、必要な手続き等について十分な理解が得られるよう配慮することも必要です。

### **（現在の主な取組）**

- ・ （財）宮崎県国際交流協会における相談の実施
- ・ 「障がい者110番」運営事業
- ・ 身体障害者相談センター、各福祉こどもセンターにおける相談の実施
- ・ 精神保健福祉センター、保健所における相談の実施（再掲）
- ・ 高齢者総合相談センターにおける相談の実施
- ・ 多言語によるDV被害者支援リーフレットの作成・配布

### **【今後の取組】**

#### **○ 被害者の人権を尊重した対応**

被害者の国籍や障がいの有無等に関係なく、被害者の人権を尊重した対応を行います。  
(県民政策部・福祉保健部・教育庁)

#### **○ 様々な媒体による支援情報の提供**

配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口について記載したリーフレットを作成・配布するなど、様々な媒体による支援情報の提供に努めます。

(県民政策部・福祉保健部)

#### **○ 外国人や障がい者に配慮した相談対応**

日本語の不自由な被害者からの相談や一時保護に際し、煩雑な手続きや有用となる情報について日本人と同等の理解が得られるよう、必要に応じて（財）宮崎県国際交流協会等の協力を得て、外国語での対応について配慮します。

また、聴覚・言語障がいのある被害者からの相談にも適切に対応します。

(県民政策部・福祉保健部)

- **外国人、障がい者、高齢者に係る関係施設等との連携強化による支援の充実**  
（財）宮崎県国際交流協会や障害福祉サービス事業所、高齢者等福祉施設との連携を強化し、外国人、障がい者、高齢者に対する支援の充実を図ります。  
（県民政策部・福祉保健部）

## 基本目標Ⅲ 迅速かつ安全な保護

### 重点目標6 迅速で安全な保護体制の充実

#### 【現状と課題】

DVを避けるために家を出た被害者が身を寄せることができる場所として、女性相談所一時保護所があります。

DV防止法第3条第3項第3号及び同条第4項において、被害者及び同伴家族の一時保護を、婦人相談所が自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされており、本県では、女性相談所が自ら行うとともに委託により実施しています。

一時保護の期間は、他の施設等への入所等の措置が採られるまでの間や短期間の指導、援助を行うために必要な最低限の期間とされていますが、入所者の状況等により、弾力的な運用を行っています。

一時保護に当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるよう配慮するとともに、心身の健康状態等を観察し、必要な医学的、心理学的ケアを行っています。

現在、一時保護委託は、遠隔地での緊急一時保護や、男性被害者や被害者の男性同伴者のための施設として社会福祉施設や民間シェルターに委託しています。

被害者の一時保護後、加害者等による追及を避けるため、警察と連携を図りながら安全確保に努めています。

一時保護の間に問題が解決できず、引き続き保護が必要な方に対しては、女性保護施設「県立きりしま寮」において、自立のための生活支援や就業支援を行い社会復帰を図るとともに、被害者に同伴する子どもがいる場合は、必要に応じて母子生活支援施設への入所について福祉事務所等との連携に努めています。

警察においては、被害者の心情等に配慮するとともに本人の意思を十分に踏まえた上で、関係法令等を厳正に運用し、迅速かつ的確な被害防止措置を行っています。

今後も、被害者の安全が確保された上で、緊急避難が円滑に行われるよう保護体制の充実を図る必要があります。

### **(現在の主な取組)**

- ・ 女性相談所一時保護所における一時保護の実施
- ・ 緊急な保護を要する場合に備えた一時保護委託
- ・ 男性被害者を想定した一時保護委託
- ・ 民間シェルターへの一時保護委託
- ・ 女性相談所における医学的・心理学的支援の実施
- ・ 女性保護施設「県立きりしま寮」による保護の実施
- ・ 母子生活支援施設への入所支援
- ・ 被害者への援助措置（希望者に対する「防犯機材の貸出」）
- ・ あらゆる法令を適用した迅速かつ的確な被害防止対策の実施

### **【今後の取組】**

#### **○ 他の都道府県との広域連携の推進**

加害者等の追及が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないような場合など、都道府県域を越えた広域的な避難や保護も増加していることから、広域的支援が円滑に行えるよう、他の都道府県との連携を推進します。

(福祉保健部)

#### **○ 被害者の個別の事情や状況に配慮した一時保護の実施**

被害者本人の状況、同伴家族の有無等を勘案し、女性相談所一時保護所での保護のほか、社会福祉施設、民間シェルター等状況に応じ適切な一時保護委託先で保護するなど被害者の個別の事情や状況に配慮した一時保護を行います。

(福祉保健部)

#### **○ 警察との連携の推進**

警察との連携を一層緊密にし、被害者や同伴家族の安全確保に努めます。

(福祉保健部・警察本部)

#### **○ 福祉事務所等との連携強化による母子生活支援施設への円滑な入所**

母子生活支援施設への入所が適当である場合、事務手続きが円滑にできるよう福祉事務所等との連携を強化します。

(福祉保健部)

#### **○ 被害者に対する支援措置の強化**

警察においては、DVやストーカー事案の再被害防止のため、被害者支援措置の強化を図ります。

(警察本部)

## **重点目標7 同伴家族の保護**

### **【現状と課題】**

平成19年度に、女性相談所一時保護所に入所した被害者30人のうち7割に当たる21人が子どもを同伴しており、子ども同伴で保護するケースが多くなっています。

平成16年10月に施行された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律において、児童虐待の定義の見直しが行われ、子どもの前でDVが行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれること等が明確にされ、適切な対応を講じていくこととされました。

被害者が子どもを同伴している場合、その子ども（以下「同伴児」という。）が心理的外傷を受けていることもあるため、児童虐待との関連にも留意しつつそのケアに配慮する必要があるため、保護者の同意を得て子どもの心理判定等を実施するなど、適切に同伴児に対応していく必要があります。

さらに、同伴家族に高齢者がいる場合には、適切な対応ができるよう、高齢者福祉関係機関と連携していくことも望まれます。

### **（現在の主な取組）**

- ・ 女性相談所一時保護所における同伴児の一時保護の実施
- ・ 男性同伴者を想定した一時保護委託
- ・ 同伴児への学習機会の確保

### **【今後の取り組み】**

#### **○ 児童相談所等関係機関との連携強化による同伴児への支援体制の充実**

##### **・ 児童相談所等との連携強化**

女性相談所と児童相談所、精神保健福祉センター及び保健所との連携を一層強化し、同伴児に対する心理的ケアを充実し、子どもの状況に応じた適切な保護に努めます。  
(福祉保健部)

##### **・ 教育機関・保育所への協力要請**

住民票の記載がされていない場合の学齢簿の移動や、接近禁止命令が出された場合の取扱い等について教育機関及び保育所に対して協力を求めます。  
(福祉保健部・教育庁)

#### **○ 外国人、障がい者、高齢者に係る関係施設等との連携強化による支援の充実 (再掲) (県民政策部・福祉保健部)**

## **重点目標 8 保護命令制度に対する適切な対応**

### **【現状と課題】**

女性相談所においては、被害者が円滑に保護命令制度を利用できるよう、被害者に対し、保護命令制度<sup>\*1</sup> についての情報提供や助言を行うほか、裁判所への同行等必要な支援を行っています。

なお、平成19年度には、女性相談所における相談対応事例のうち、28件について保護命令申立てがなされています。

裁判所から保護命令発令の通知を受けた場合は、被害者に対して、DVによる危害を防止するための留意事項等について教示するとともに、必要に応じて、被害者の親族等に対し、被害者に対する保護命令の発令について教示し、加害者による危害から自らの生命又は身体の安全を確保するための措置を教示するなど適切な対応を行っています。

また、加害者に対しては、保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を全件実施しています。

平成20年1月に施行された改正DV防止法では、配偶者からの身体に対する暴力だけでなく、生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合も保護命令の対象となりました。

さらに、接近禁止の対象を被害者の子だけでなく、被害者の親族等に拡大するなど保護命令制度が強化されました。

今後も、DV被害者の安全確保のため、保護命令制度の一層の周知を図るとともに、引き続き保護命令に対する適切な対応を行っていく必要があります。

### **（現在の主な取組）**

- ・ 保護命令制度についての情報提供等、保護命令制度の利用に係る支援
- ・ 警察における保護命令制度や援助措置等についての教示や保護命令違反者に対する迅速な検挙警告等

---

\*1 : 被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が、被害者からの申立てにより、身体に対する暴力等をふるった配偶者や元配偶者に対し、一定期間、被害者を始め被害者の子どもや親族へのつきまとい等の禁止や被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を命じるもので、その命令違反には刑罰が科される。

## 【今後の取組】

### ○ 保護命令制度についてのさらなる周知の徹底

DV防止法の改正により、生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令や、電話等を禁止する保護命令など、保護命令制度の拡充が図られたところであり、保護命令制度の一層の周知に努めます。（福祉保健部・警察本部）

### ○ 保護命令申立てに係る支援

円滑に保護命令の申立てができるよう、申立て先の裁判所との連絡や申立て方法等についての助言などの支援を行います。

また、引き続き、無料法律相談や日本司法支援センター等の相談窓口についての情報提供を行います。（福祉保健部）

### ○ 保護命令の通知を受けた場合の適切な対応

#### ・ 警察における対応

被害者からの相談を受けた場合、保護命令制度を教示するほか、保護命令発令後、関係機関との連携を図りながら被害者の安全確保、被害者の親族等に対する支援を行っていきます。

また、女性相談所等の関係機関との連携により保護命令制度の円滑な利用及び実効性の確保に努めます。（警察本部）

#### ・ 教育機関・保育所への協力要請（再掲）

## 基本目標Ⅳ 自立の支援

### 重点目標 9 自立支援の充実

#### 【現状と課題】

DV防止法第3条第3項第4号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、また、同項第6号において、被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされています。

本県では、女性相談所において、被害者に対する自立に必要な情報提供や助言等の支援を行っています。

被害者がそれまでの生活の場を離れて自立し、新たな場所で安心して生活するためには、住宅の確保、経済基盤の確立、心の健康などについての支援等が必要であり、これらに関する制度についての情報収集や関係機関との連携が適切に行われる必要があります。

特に、被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることが極めて重要であり、被害者が自立して生活ができるよう受け皿となる住宅の確保に努める必要があります。

また、新たな生活を始めるに当たっての経済基盤の確立のため、被害者の就業に向けた支援を行うことも必要です。

さらに、国民健康保険や年金の加入等、被害者が地域で安心して暮らしていく上で必要な諸手続についての支援も行っていく必要があります。

#### （現在の主な取組）

- ・ 被害者に対する自立に必要な情報提供及び助言等の支援の実施
- ・ 女性保護施設「県立きりしま寮」による自立のための生活支援・就業支援の実施
- ・ 福祉事務所における生活保護制度等の活用による自立支援の実施
- ・ 児童扶養手当制度の活用
- ・ 母子生活支援施設への入所支援（再掲）
- ・ 県営住宅の優先入居の実施
- ・ 女性相談所における医学的・心理学的支援の実施（再掲）

## 【今後の取組】

### ○ 住宅確保に係る支援の充実

#### ・ 県営住宅の優先入居の継続実施

県営住宅の入居者募集の際に、被害者世帯に対し、抽選倍率を優遇するなど、優先的な選考を行い、入居機会の増大に努めます。 (県土整備部)

#### ・ 市町村営住宅への優先入居についての働きかけ

県内市町村に対し、被害者とその家族を対象にした公営住宅等の優先・優遇措置への協力を依頼します。 (県土整備部)

### ○ 就業支援の充実

#### ・ 公共職業安定所、職業訓練施設との連携強化

公共職業安定所、職業訓練施設と被害者の事案に応じた連絡調整を行い、被害者の就業に向けた支援が行えるよう、また被害者に配慮した対応がなされるよう連携の強化を図ります。 (福祉保健部・商工観光労働部)

#### ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等の活用

母子家庭等就業・自立支援センターや母子寡婦福祉資金貸付制度等、利用可能な福祉制度についての情報提供や助言を行うなど、被害者の自立を支援します。 (福祉保健部)

### ○ 国民健康保険、生活保護等各窓口における被害者への適切な対応

#### ・ 国民健康保険関係機関への助言・指導

被害者の取扱いについて、国からの通知等に基づき、適切に事務処理がなされるよう、引き続き市町村保険者、国民健康保険組合に対して助言・指導を行います。 (福祉保健部)

#### ・ 生活保護制度等、福祉事務所との連携

被害者の取扱いについて、国からの通知等に基づき、適切に事務処理がなされるよう、引き続き福祉事務所に対し情報提供を行うなど連携を図ります。 (福祉保健部)

#### ・ 市町村住民基本台帳担当窓口への協力要請

住民基本台帳の閲覧や住民票の交付等の制限を行う支援措置について、遺漏なく取り扱われるよう各市町村への協力を要請します。 (福祉保健部)

#### ・ 児童手当担当窓口との連携

児童虐待やDV事例における児童手当の配偶者への支給の停止及び被害者への支給について、国からの通知等に基づき、適切に事務処理がなされるよう、市町村に対し情報提供を行うなど連携を図ります。 (福祉保健部)

○ **被害者支援のためのリーフレット等の作成**

被害者が困ったときの相談先や緊急時の連絡先など、被害者にとって必要な情報を一元的にまとめたリーフレット等を作成・配付し、被害者への自立を支援します。  
(県民政策部・福祉保健部)

○ **子どもに対する支援の充実**

・ **子どもの心のケアの充実**

DVの影響は子どもに様々な心身の症状を引き起こすことも多く、特に精神的なケアを当分の間継続して行う必要がある場合もあることから、女性相談所と児童相談所が連携を密にするとともに、必要に応じて精神保健福祉センター、保健所等関係機関と連携しながら、児童や保護者の意向を尊重し、適切な心のケア等、必要な支援を行っていきます。  
(福祉保健部)

・ **学校における相談体制の確立**

DVに関係する児童生徒の心のケアの重要性を認識するとともに、DVに関して児童生徒が心にかけている悩みを少しでも和らげることができるよう、学校における相談体制の確立を図ります。  
(教育庁)

・ **教育機関・保育所への協力要請（再掲）**

## 基本目標Ⅴ 関係機関との連携協力等

### 重点目標10 関係機関との連携協力の強化

#### 【現状と課題】

DVについては、複合的な問題が含まれているため、単一機関のみで支援を完結することは困難です。

被害者の多様な状況にきめ細かに対応し、その保護及び自立支援を効果的に行うためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談・保護・自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要です。

このため、平成14年度から「DV被害者保護支援ネットワーク会議」を設置し、関係機関の連携を図ってきたところです。

今後は、さらに同会議の機能の充実を図るとともに、関係機関の連携の一層の強化に努める必要があります。

民間の被害者支援団体（以下「民間団体」という。）の中には、積極的に被害者の保護に取り組んでいる団体もあり、被害者の保護・支援において大きな役割を担っていると言えます。このような民間団体が、被害者の保護のための活動を円滑に行うことができるよう、法律、制度、国や地方公共団体の取組等に関する情報を提供することが必要です。また、被害者の多様な要望に応えるためには、これらの民間団体と適宜連携を取りながら対応することが重要です。

#### （現在の主な取組）

- ・ DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催（再掲）
- ・ 民間シェルターへの一時保護委託（再掲）
- ・ DV被害者相談マニュアルの作成（再掲）

#### 【今後の取組】

##### ○ DV被害者保護支援ネットワーク会議の充実

被害者に対し必要な支援を行い、適切な対応が実施できるよう、DV被害者保護支援ネットワーク会議を構成する関係機関の一層の連携強化を図るとともに、同会議の全体会議及び地区別会議において、事例の検討等を行います。

（福祉保健部）

○ **市町村を始めとする関係機関との連携強化**

被害者が市町村を始めとする関係機関から女性相談所等の相談窓口へ、又は女性相談所等から他の機関へ適切かつ迅速に引き継がれ、これらの関係機関と女性相談所とが協働して被害者支援に当たるとともに、被害者が地域において安心・安全な自立した生活を送れるよう、連携の強化を図ります。

(福祉保健部)

○ **他の都道府県との広域連携の推進（再掲）**

○ **民間団体との連携強化**

民間団体に対して、引き続き一時保護の委託や「DV被害者保護支援ネットワーク会議」への参加を招請するとともに、被害者保護の活動を行うに当たり必要な情報の提供や被害者支援に係るノウハウの共有など民間団体との連携の強化を図ります。

(福祉保健部)

## **重点目標 1 1 適切かつ迅速な苦情解決の仕組みの確立**

### **【現状と課題】**

関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努める必要があります。

このため、警察においては、苦情処理制度により、被害者からの苦情に対して適切かつ迅速な処理を行っています。

また、女性保護施設「県立きりしま寮」においても、苦情処理制度の整備を行い、被害者からの苦情に対して適切かつ迅速に対応しています。

今後は、その他の関係機関においても、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、円滑・円満な解決の促進や信頼性、適正性の確保を図るよう努める必要があります。

### **（現在の主な取組）**

- ・ 警察における苦情処理制度の運用推進
- ・ 女性相談所、県立きりしま寮における苦情処理体制の整備

### **【今後の取組】**

#### **○ 関係機関への苦情処理体制整備についての働きかけ**

関係機関に対して、苦情処理体制の整備について働きかけます。

(福祉保健部)

## 資 料 編

1	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	33
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）	45
3	県内の相談・支援機関連絡先一覧	52

# 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

## 第一章 総則（第一条・第二条）

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

## 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

## 第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

## 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

## 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴

力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力

（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力

（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限る、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被

害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十六年六月二日法律第六十四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十九年七月十一日法律第百十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

## 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (概要)

(平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)

### 第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

#### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

#### 2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、平成16年5月には、法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成19年7月に法改正が行われ、平成20年1月11日に施行された。

#### 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

##### (1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

##### (2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

### 第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

#### 1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

#### 2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

#### 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

##### (1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他

の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

#### (2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

### 4 被害者からの相談等

#### (1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

#### (2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

#### (3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

### 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

#### (1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

#### (2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

### (3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

## 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

### (1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

### (2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

### (3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

### (4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

## 7 被害者の自立の支援

### (1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

### (2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録

原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援セン

ターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

## 8 保護命令制度の利用等

### (1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について被害者に対し説明することが必要である。

### (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

#### ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

#### イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

## 9 関係機関の連携協力等

### (1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

### (2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

### (3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

### (4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

## 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

### (1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

### (2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

## 11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

## 12 教育啓発

### (1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

### (2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

## 13 調査研究の推進等

### (1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

### (2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

## 14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び

市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

### 第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

#### 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

##### (1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

##### (2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

### 3 県内の相談・支援機関連絡先一覧

#### ●配偶者暴力相談支援センター

名 称	電話番号	備 考
宮崎県女性相談所	0985-22-3858	電話相談 月～金 9:00～20:30 土・日 9:00～15:00 面接相談 月～金 9:00～18:00 (祝日及び年末年始を除く)

#### ●女性相談員

名 称	電話番号	備 考
宮崎市女性相談室	0985-21-1779	電話・面接相談 月～金 9:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)
都城市女性総合相談 (都城市男女共同参画センター)	0986-23-7157	電話・面接相談 月～金 10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)

#### ●男女共同参画センター

名 称	電話番号	備 考
宮崎県男女共同参画センター	0985-60-1822	電話・面接相談 月～土 9:30～21:00 (祝日及び年末年始を除く)
延岡市男女共同参画センター	0982-23-1141	電話・面接相談 月・水・金 13:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)
日向市男女共同参画社会づくり推進 ルーム「さんびあ」	0982-55-1660 (相談専用)	電話・面接相談 月・火・木・金 13:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)

●その他の相談窓口

名 称	電話番号	備 考
えびの市女性相談所	0984-35-0152	電話・面接相談 火・水 12:30～15:30 (祝日及び年末年始を除く) *緊急の場合は、上記時間外も可

●相談窓口等検索サイト

名 称	アドレス	備 考
こころ安心・相談ネット (みやざきこころ青Tねっと)	<a href="http://www.m-aot.net">http://www.m-aot.net</a>	

●警察

名 称	電話番号	備 考
宮崎県警察本部 (警察安全相談電話)	0985-31-0110 0985-29-2525 0985-26-9110 #9110(全国共通)	電話・面接相談 月～金 8:30～17:45 (祝日及び年末年始を除く) *緊急の場合は上記時間以外でも 当直体制で対応可能
宮崎北警察署 宮崎南警察署 日南警察署 串間警察署 都城警察署 小林警察署 えびの警察署 高岡警察署 西都警察署 高鍋警察署 日向警察署 延岡警察署 高千穂警察署	0985-27-0110 0985-50-0110 0987-22-0110 0987-72-0110 0986-24-0110 0984-23-0110 0984-33-0110 0985-82-4110 0983-43-0110 0983-22-0110 0982-53-0110 0982-22-0110 0982-72-0110	電話・面接相談 月～金 8:30～17:45 (祝日及び年末年始を除く) *緊急の場合は上記時間以外でも 当直体制で対応可能

●法務局

名 称	電話番号	備 考
宮崎地方法務局	0985-22-5124	月～金 8:30～17:00 (電話・面接) (祝日及び年末年始を除く)
宮崎地方法務局都城支局	0986-22-0490	
宮崎地方法務局延岡支局	0982-33-2179	
宮崎地方法務局日南支局	0987-25-9125	
宮崎地方法務局日向支局	0982-52-2944	
-----		
女性の人権ホットライン	0985-20-8771	

●被害者の支援を行っている民間団体

名 称	電話番号	備 考
(社) 宮崎犯罪被害者支援センター	0985-38-7830	電話相談 月～金 10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く) 面接相談は要予約
NPO法人ハートスペースM	0985-29-2551	電話相談 (専用電話) 0985-29-2545 日・月 10:00～17:00

●母子生活支援施設

※入寮に関する問い合わせ先は、各市福祉事務所

名 称
宮崎小戸母子生活支援施設 (宮崎市)
都城市母子生活支援施設 (都城市)
ファミリーハイツ (延岡市)
白梅寮 (小林市)

●福祉事務所

名 称	担当区域	電話番号	備 考
宮崎市子ども課	宮崎市	0985-21-1775	
都城市こども課	都城市	0986-23-2684	
延岡市児童家庭課	延岡市	0982-22-7017	
日南市福祉課	日南市	0987-31-1131	
小林市福祉事務所	小林市	0984-23-0111	
日向市福祉課	日向市	0982-52-2111	
串間市福祉保健課	串間市	0987-72-0333	
西都市福祉事務所	西都市	0983-43-0376	
えびの市福祉事務所	えびの市	0984-35-1111	
中央福祉こどもセンター	宮崎郡、南那珂郡、東諸県郡	0985-26-1551	
南部福祉こどもセンター	北諸県郡、西諸県郡	0986-23-4520	
児湯福祉事務所	児湯郡	0983-22-1404	
北部福祉こどもセンター	東臼杵郡	0982-35-1700	
西臼杵支庁福祉課	西臼杵郡	0982-72-2193	

●児童相談所

名 称	担当区域	電話番号	備 考
中央児童相談所	宮崎市、日南市、西都市、 宮崎郡、南那珂郡、東諸県 郡、児湯郡	0985-26-1551	
都城児童相談所	都城市、小林市、串間市、 えびの市、北諸県郡、西諸 県郡	0986-22-4294	
延岡児童相談所	延岡市、日向市、東臼杵郡、 西臼杵郡	0982-35-1700	

●人権全般に関すること

名 称	電話番号	備 考
宮崎県人権啓発センター	0985-26-0238	月～金 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)

●高齢者に関すること

名 称	電話番号	備 考
宮崎県高齢者総合相談センター	0985-25-1100	火～日 8:30～17:00 (祝日及び年末年始を除く)

●障がい者に関すること

名 称	電話番号	備 考
障がい者110番	0985-26-3040	月～金 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)
身体障害者相談センター	0985-85-3388	
中央福祉こどもセンター 南部福祉こどもセンター 北部福祉こどもセンター	0985-26-1551 0986-23-4520 0982-35-1700	

●精神保健に関すること

名 称	電話番号	備 考
宮崎県精神保健福祉センター	0985-27-5663	来所相談（予約制） ○一般診療相談 木曜日、毎月第2・4月曜日 ○薬物・アルコール関連問題相談 毎月第1・3月曜日 ○ストレス専門診療相談 毎月第1～4木曜日
こころの電話	0985-32-5566	月～金 9:00～19:00 (祝日及び年末年始を除く)

●在住外国人に関すること

名 称	電話番号	備 考
(財) 宮崎県国際交流協会	0985-32-8457	

●保健所

名 称	担当区域	電話番号	備 考
宮崎市保健所	宮崎市	0985-29-4111	
中央保健所	宮崎郡、東諸県郡	0985-28-2111	
日南保健所	日南市、串間市、南那珂郡	0987-23-3141	
都城保健所	都城市、北諸県郡	0986-23-4504	
小林保健所	小林市、えびの市、西諸県郡	0984-23-3118	
高鍋保健所	西都市、児湯郡	0983-22-1330	
日向保健所	日向市、東臼杵郡のうち門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村	0982-52-5101	
延岡保健所	延岡市	0982-33-5373	
高千穂保健所	西臼杵郡	0982-72-2168	

●仕事に関すること

- ・公共職業安定所（ハローワーク）

名 称	電話番号	備 考
宮崎公共職業安定所	0985-23-2245	
ハローワークプラザ宮崎	0985-62-4141	
延岡公共職業安定所	0982-32-5435	
日向公共職業安定所	0982-52-4131	
都城公共職業安定所	0986-22-1745	
日南公共職業安定所	0987-23-8609	
高鍋公共職業安定所	0983-23-0848	
小林公共職業安定所	0984-23-2171	

・パートサテライト

名 称	電話番号	備 考
延岡パートサテライト	0982-33-8010	月～金 8:30～17:00 (祝日及び年末年始を除く)

・宮崎県母子寡婦無料職業紹介所 ((財) 宮崎県母子寡婦福祉連合会)

名 称	電話番号	備 考
母子福祉センター	0985-22-4696	

・福祉人材センター (宮崎県社会福祉協議会)

名 称	電話番号	備 考
福祉人材センター	0985-32-9740	月～金 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)